

(5) 北海道の特徴

ア 北海道の実態

□ 全国との比較

昭和11年(1936)に発行された医学雑誌「レプラ」第7巻の「北海道ニ於ケル癩ノ統計的観察」(宮本正美著)の中に、北海道の大正12年(1923)から昭和7年(1932)までの10年間の統計を観察し、

病型についての北海道の特徴としては、

” 神経癩及び結節癩が多く斑紋癩及び混合癩少し ”

とし、発病年齢は、

” 26-30歳最も多し ”

としている。

また、同誌によるとハンセン病患者数に関しては、

” 北海道は本邦に於いて癩の最も稀薄なる地方にして、全国癩患者数の0.5%-1.6%を占むるに過ぎず。 ”

と示されているように、北海道は他の地方と比較しても、把握されている道内のハンセン病患者数は少なかったようである。

ちなみに昭和5年(1930)当時の全国の人口は64,450千人で、北海道の人口2,812千人は全国の人口に占める割合でみると4.36%でありハンセン病患者の全国比 ” 0.5%-1.6% ” は、かなり少ないことがわかる。

これを裏付けるように同年3月31日に調査した結果を内務省が「癩に関する統計」として昭和7年(1932)2月に発表しているが、これによると人口1万人に対する患者数の全国平均2.21人に対して北海道は0.44人となっていて、47道府県中、千葉県、神奈川県に次いで全国で3番目に低い結果となっている。

さらに遡って、明治33年(1900)に実施された内務省衛生局の「第1回癩患者数調査」でも、全国の患者数30,359人に対し北海道は205人で率にして0.68%で、明治33年に実施された日本帝国人口動態統計によるこの年の全国人口43,847千人に対し北海道の人口が985千人で率にして2.25%であることから、統計を取り始めた当初から北海道内の患者の全国に占める割合は低かったようである。

また、近年になってからも、比較できるハンセン病患者の統計記録が残っている昭和40年(1965)の資料によると、入所者も含めた全国の患者数10,607人に対し北海道が185人で率にして1.74%であるのに対し北海道が全国に占める人口の割合はこの年の国勢調査によると5.26%で、昭和50年(1975)では全国10,199人に対し北海道が144人で率にして1.41%であるのに対し人口割合は4.77%となっていることから、明治期以降か

ら近年に至るまでの間の北海道のハンセン病患者は、報告された統計で比較する限りでは全国比で少なかったと言える。

北海道にハンセン病患者が少ないことについて、そう感じていた道内の医師もいたようであり、昭和32年（1957）出版の「小樽市医師会史」で古沢太郎氏が「この十年（或る戦後派の回想）2. 皮膚科十年」と題した手記の中でハンセン病について次のように綴っている。

” 当地方ではまづ稀有であるが、北大あたりでは少なくとも年に2、3例あり。

癩菌標本を見たことはあるが「不幸にして北海道で学んだわれわれは余りこの治療の経験がない。」 ”

と述べている。

#### □ 「癩の根絶策」等の影響

我が国の行政によるハンセン病対策は、大きく分けて明治40年（1907）3月制定の「癩豫防ニ関スル件」、昭和6年（1931）4月改正の「癩予防法」、昭和28年（1953）8月全面改正の「らい予防法」の3つの法律の時期に分けられるが、特に昭和6年「癩予防法」以降、ハンセン病患者を療養所に入所させる動きが活発になっていったようである。

明治42年に道県立療養所が設置された際には、ハンセン病療養所は自宅等で療養看護ができない状態の患者である、いわゆる「浮浪癩」と呼ばれた方の收容を主な目的としていたとされているが、昭和の初め頃より当時の我が国の世相を反映して ” 長期化する戦争のなかで、ハンセン病対策も、心身ともに優秀な国民の創出を目指す優性政策の一環に位置づけられていく ”（「2003年度 ハンセン病問題検証会議報告書」財団法人 日弁連法務研究財団）ようになり、昭和5年に内務省衛生局からハンセン病療養所の新設や患者の根絶を国民に呼びかけた「癩の根絶策」が打ち出され、ついに昭和6年にすべてのハンセン病患者に対する強制隔離を柱とした「癩予防法」が成立した。

北海道でも、この強制隔離政策が始まった時期が統計上最も療養所に送致された患者が多かった時期と重なっている。

統計上では、昭和4年から昭和18年までの15年間の北海道の送致患者数は、延べ303人で、療養所開設年の明治42年から「らい予防法」廃止の平成8年までの88年間に北海道が收容した入所者数が延べ523人であることから、この15年間の全体に占める收容者数の割合が57.9%にもなっており、北海道でもこの時期が療養所への隔離に対する取り組みが特に強化されていた時期であると推察される。

道内では、「無らい県運動」と称した昭和4年頃から始まった官と民による全県をあげての患者刈りといわれる疑似患者の密告運動や山狩りなどのような直接的な動きは、収集した資料等からは見つからなかったが、癩の根絶策に基づいて「ハンセン病患者を強制的に隔離することこそが文明国を目指す我が国のため

もあり多くの患者を救うことにもなる」という独善的な考え方が、患者数が少ない北海道にも広く浸透していったものと思われ、特にこの時期に送致された患者の方が多かったようである。

昭和46年12月発行の北海道救らい協会会誌「すずらん」に、昭和6年に入所された元患者の方のその頃の様子を記した手記が載っているので紹介する。

”・・・(略)・・・昭和五年、はじめて国立らい療養所が岡山県の長島に新設され、翌六年の四月より患者収容を同県より始められたのである。その当時はらい撲滅を法律によって行われ、らいとわかれば、否応にかかわらず収容をしたのである。

各県の収容と同じに、ふるさと北海道においても収容を行ったのである。その第一陣として昭和六年八月、十二名の患者が長島に護送収容されたのです。私はその時十七才であった。医者より村役場へ、そして警察へと告知されて、私は療養所へ行かなければならない運命に生まれたのである。

・・・(略)・・・村は、今だ明けやらぬ早暁、迎えに来て下さった巡査に連れられて家を出たのである。戸口に佇んで見送る母の顔が何時までも私の臉より消えることはなく、悲しみに打ちひしがれた母の顔が浮かぶのである。山の駅に着くと間もなく、不気味な音をたてて汽車が着いた。私はその汽車に乗せられた。その汽車のドアには貸切車と筆太に書いた一枚の紙が貼ってあり中に入ると、三十才前後と見られる男女が如何にも悲しげな淋しそうな顔で、入って来た私を見ている。座っている者、腰掛けている者、板敷きに新聞紙を敷いて寝ている者もある、これらの人も皆らいを病んで療養所へ連れられてゆく同じ運命の人達であろう。

この人達はらいを病んだばかりに親、兄弟、妻子に別れ、村人の目を逃れてやむなく家を捨て、今ふるさとを離れて遠い見も知らぬ島に行くのであろう。

出入口には貸切車と張紙をし、車内の窓にもカーテンを掛けて、見るからに中は薄暗く、怨惨そのものの姿である。同じ人間に生まれながら、病のためとはいえ、囚人の如く護送されて療養所へ収容されてゆくのである。・・・”

#### イ 道内の患者分布状況

明治40年(1907)頃の北海道庁の調査報告書「渡島國状況報文 ○○村外六村」の「○○村」の項には、一部地域に、

”癩病の系統あるものあり従って結婚の如きも概ね部落内同士にて行はれ他に出づるもの少なしと云ふ”

との記述があり、また、道内のハンセン病患者の地域別分布状況に関して、大正3年(1914)12月25日に北海道警察部が発行した「北海道衛生誌」では、次のように触れていて、

” 本病の地方的分布の状態を見るに、〇〇郡〇〇村を中心とし之に連続する地方を以て第一位とし、次で小樽及十勝地方なりとす、〇〇地方に本病多きは、口牌の伝うる處によれば、数百年前奥羽地方より世を避けたる本病患者の一団同地に部落をなし、漸次戸口を増殖し今日に至りたるものにして、古来同地方には本病患者の殆ど絶えたる事なしと、以上の口牌は直ちに信を置き難きも、同村が最も古く開拓せられたるは事実にして… ”

と、道内の患者発生分布について触れ、特定地域に部落を形成していたとあるが、口伝であるため直ちには信じがたいとしている。

さらに、昭和13年発行の「北海道医学雑誌」16巻1号に合田肇氏著の「北海道ニ於ケル癩ノ観察」と題する学術論文には、道内の患者分布状況について、

” 本道ノ癩ノ分布ハ殆ド全道ニ亘リ、最モ多キハ渡島支廳ノ12名、石狩支廳ノ11名ニシテ、根室支廳ノ2名、日高支廳ノ1名ハ少数ニシテ、釧路國支廳管内ニハ現在患者ハ無イ。・・・人口ノ密度カラ言ヘバ密度ノ大ナル渡島、石狩地方ニ多ク、密度小ナル釧路、根室、日高地方ニハ患者無キカ又ハ1-2名ノ患者ガアルニ過ギナイ。 ”

と述べ、ハンセン病患者は渡島管内、空知管内には多いもののほぼ全道域にわたって分布しており、人口密度の高い地域は患者が多く、少ない地域は患者も少ないとしている。

現存する北海道庁の公文書のうち「癩患者発生報告書」、「道内出身収容者調査」及び「らい患者指導票」によると、明治42年（1909）以降昭和42年（1967）までの間の344名の患者の方の氏名や住所地、患者発見場所等が判明できる資料がある。下の表は道内の旧支庁（振興局）単位における患者数及び患者全体に占める割合をまとめたものである。

|               |               |              |               |
|---------------|---------------|--------------|---------------|
| 石狩 12人 3.49%  | 渡島 62人 18.03% | 桧山 7人 2.03%  | 後志 36人 10.47% |
| 空知 65人 18.90% | 上川 34人 9.88%  | 留萌 12人 3.49% | 宗谷 7人 2.03%   |
| 網走 19人 5.52%  | 胆振 19人 5.52%  | 日高 6人 1.75%  | 十勝 12人 3.49%  |
| 釧路 17人 4.94%  | 根室 5人 1.45%   | 道外 26人 7.56% | 不明 5人 1.45%   |

上記の表を見る限りでは、その当時の地域ごとの人口や人口密度、医療機関の整備状況を考慮すると、患者は全道広範囲に分布していたようであり、渡島地方や空知地方のように若干多い一部地域を除くと地域差はそれ程大きくなく、患者発生の分布状況と地域の関係性は比較的薄いと思われる。

しかしながら、「癩患者発生報告書」には、明治42年12月から昭和23年12月までの139人分の患者発見時の状況についての記載があり、この中には道外から仕事を求めて来道された方が上陸した港での検疫により発見された例や、炭鉱・鉱業所の附属医療機関による検診により発見された例も散見されるなど、こうしたことが影響し、渡島地方や空知地方などに発生患者数が多い理由の一つと考えら



## ウ 北方型に関する考察

北海道のハンセン病患者の特徴に関して、昭和11年（1936）の「レプラ」第7巻の「北海道ニ於ケル癩ノ統計的觀察」（宮本正美著）の中に、北海道の患者数は全国他地域と比較して少ないものの減少するには至っていない理由として、次の3つを挙げており、

- a) 冬季間隔絶される環境にあり、患者家族が密接になるため、血族感染が多いこと
  - b) 移民の人口流入が多く、患者が本州のように固まらず分散しており、比較的  
自由な活動ができる神経型と感染の危険が大きい結節型が道内に多いこと
  - c) 道内の衛生設備が不徹底であること
- 以上を北海道の特徴としている。

同じく、昭和19年（1944）の医学雑誌「レプラ」第15巻第3号に長島愛生園の光田健輔園長が、” 南方に行程らい症軽し ” と述べているが

昭和24年（1946）2月の「レプラ」第18巻第1号に「本邦北方癩の消長（第1報）」として松丘保養園の武田正之氏が、

” 昭和18年以降東北、北海道地区より松丘に入所した新患で発病年齢の明らかなもの167名に就て検討すると各縣、道とも発病平均年齢に大差なく、20-24才の間を示して居る、即ち青年期に発病するものが多いと云ふ事は、北方の癩が未だその全盛期を過ぎて居ない事を示すものと云へる。

更に最近12年間の新入所患者の入所當時の平均年齢を見ると各年とも大體30才前後であるから発病より入所まで約6-10年の間は各地区に散在して病毒傳播の恐れがあったと云へる。と云ふのは、入所患者はいづれも相当病度が増悪してから入所したのであって早期癩の入所は極めてすくないからである。

以上の観点から云へば園外北方癩は未だ盛んに燃えて居ると云ふ事になる。

然し、ここに付け加へなければならぬ事は昭和16-17年の二年間に松丘に於て北方癩466名の一齊収容をした際に於いては、この二年の平均年齢は35.8才37.9才で大體園内患者の平均年齢と大差ない数字を示して居るのである。この事は園外北方癩の年齢的實態が園内癩と大差ない事を示すのではないかとも考へられる點に一つの興味が残る。

以上園内、園外患者の統計を考察して、北方癩の現況は爆發的増加も認められないが、未だ著名なる減少傾向も又認められないと推察される。 ”

と報告している。

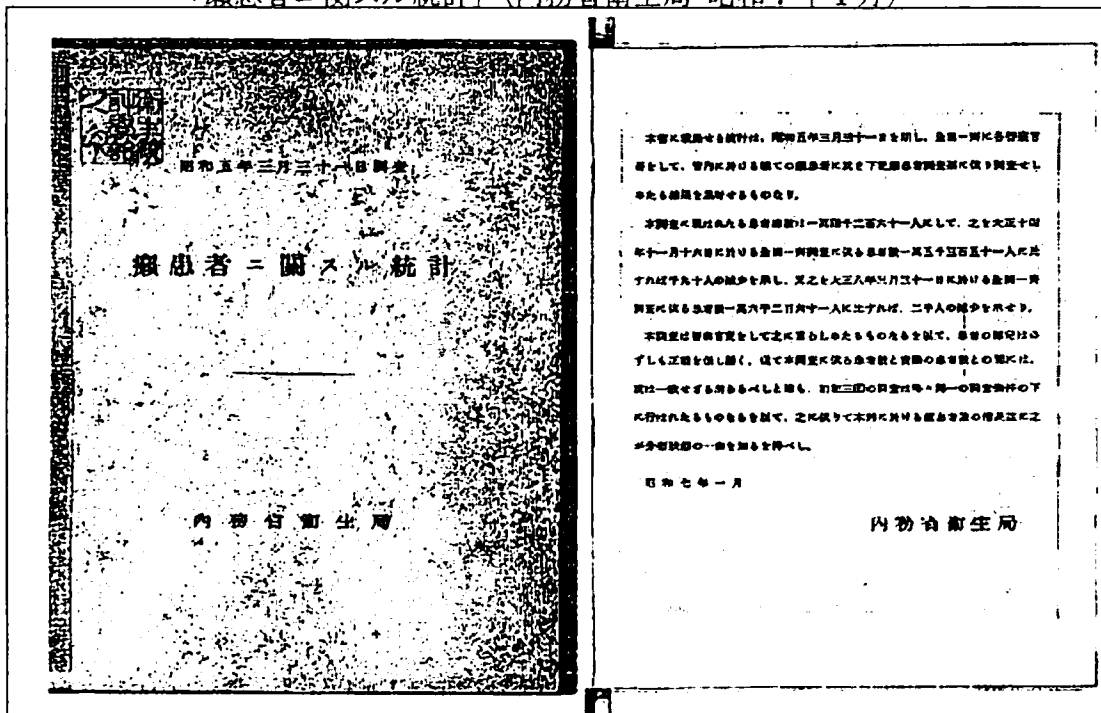
また、平成16年（2004）7月14日に実施された「ハンセン病問題に関する事実検証調査事業 第20回検証会議」の席上で、国立療養所松丘保養園の福西征子園長が、

” 保養園のハンセン病は「北方らい」と言われてまいりました。北国の大家族で重劣

働を強いられる閉鎖的な農村地帯、その上、冬は家屋がつぶれるほどに大雪が降る極寒の、さらには経済的及び医学的に後進性が高い北海道・東北地方のハンセン病を指して「北方らい」と呼称いたします。この「北方らい」の特徴の1つに、盲や四肢障害をはじめとする後遺症による重症者が多いことが言われております。これはL型ハンセン病が多いという病型分類上の背景に加えまして、栄養状態が極めて劣悪、先ほど申しましたような「北方らい」等の特徴から、安静加療や早期診断、早期治療が困難、冬季の凍傷による2次的後遺症が少なくなかったなどの理由が考えられております。”

と、北国の生活実態等に起因する「北方らい」の特徴について述べている。

「癩患者ニ関スル統計」(内務省衛生局 昭和7年1月)



【写真】国立療養所松丘保養園 旧事務本館

## エ 北海道と療養所

### □ 療養所の位置

療養所の設置場所は、前述の「ハンセン病問題に関する事実検証調査事業 第20回検証会議」において、国立療養所松丘保養園の福西征子園長が

” 松丘に保養院が設立されたのは、津軽半島・下北半島の中心に位置し、また、秋田県をはじめとする東北6県のみならず、北海道から輸送された患者の皆さん方の収容に適した地であったからだというように言われております。 ”

と述べているように、当初は北海道と東北6県の連立療養所であったため各道県からの距離を考慮した地理的な条件により現在の松丘保養園を青森県内に設置したようである。

また、大正5年（1916）5月に多磨全生園の前身である全生病院が「特殊部落調附癩村調」を各道府県に対して行っているが、その後すぐの同年6月に内務省に保健衛生調査会が設置され、

” 癩患者ヲ隔離スルニ適当ト認ムル土地調査 ”

を行うことを決議しており、同年11月の「癩部落、癩集合地等の状況調査」により

” 現在癩患者ナキモ口碑伝説等ニ存スル癩部落、集合地等 ”

も併せて報告するよう求めた。

この時期の癩集落等の存在確認調査の一連の動きは、国内に大規模に隔離する場所の選定に着手するためのものであったようである。

北海道は、大正9年（1920）内務省衛生局編「各地方ニ於ケル癩部落、癩集合地ニ関スル概況」の中で特定の一地区を報告していることが確認できるが、その地区は当時すでに患者は居なく概要欄に、

” 居住者多ク入り代ワリ血統ノ家明カナラサル為付近及地方永住者ニハ嫌忌サル、傾向アルモ社交関係上ハ別段異ナリタルヲ見ス ”

との記載が見られるものの詳細は不明である。

この時期に、全国的にはこのような患者の隔離場所の選定のための調査を行っていたようではあるが、北海道内は新たなハンセン病療養所の候補地とはならず、国立癩病療養所の第一号として昭和5年に岡山県に長島愛生園が設立された。

結果的に北海道に療養所がなかったことが、ハンセン病政策にも何らかの影響があったと思われる。



## □ 里帰り事業

北海道と本州がまだ海を渡ることでは行き来ができなかった時代の津軽海峡を ” 松丘療養所内の小高い丘からよく眺めては望郷の念を抱いていた ” と、元患者の一人は述べられていた。

戦後治療薬が輸入されるようになっても一般の医療機関に出回ることはなかったため、治療のためにはどうしても海を渡るしかなかった。

療養所に入ると二度と出てこれないと言われ、故郷が海峡を隔てて陸続きではないという事実により、孤独とあきらめと病魔に打ちひしがれた心の傷の深さを、何度も聞く元患者の方の ” 北海道に療養所があったら・・・ ” という短い言葉に凝縮されている。

北海道が、道内出身入所者を対象とした里帰り事業を初めて実施したのは昭和41年（1966）6月であった。

当時のいきさつを、昭和49年12月発行の北海道救らい協会の会誌「すずらん」の中で、東北新生園のある入所者はこう証言している。

” 昭和41年6月、私達が望郷の念押さえ難く何とかして郷土北海道の土を踏みたい、然し後遺症のある私達では宿泊所を探す事は、なかなか困難な事ではありますが、行かれないと思えば一層行きたくなくなるのが人の常であり、行って見たい気持ちはつのるばかり、そこで何時もお世話になって居る、当時保健予防課主事の藤原先生に恥を忍んで、実は前にのべたような理由を手紙に書き、お願い致しました処。早速了解したから何時来るかとの御返事を戴きましたので、一行五名が早速札幌に向かって出発し、三泊四日の旅でしたが家族と面会したり、この足で故郷の土を踏みしめ、色々と懐かしい郷土の味を噛みしめ、景色を眺めて帰って参りましたが、この事が里帰りの始まりとなりまして、各県人会でも里帰りの実施が毎年行われるようになり、今では、療養者も大変自信を持ち明るい療養をおくるようになりました。 ”

昭和41年から始まった里帰り事業は入所者の方の参加がほぼ一巡した昭和61年まで続いたが、その後昭和62年度から平成13年度までの間の中断を経て、北海道知事招待という形で平成14年7月にボランティア団体の協力を得て復活した。

里帰り事業が始まった最初の頃の様子を、道担当者の証言では

” 他県の里帰りでは、まだまだ日帰りが多く、宿泊したとしてもお寺とかであったためか、北海道がホテルや温泉旅館に泊まっていることを驚いたり感心されたりした・・・ ”

と述べており、昭和40年代頃の里帰りの際には、支援者、支援団体、医療関

係者、厚生省職員、保健所職員、道担当部課職員ら百名以上の方が参加して、『里帰りらい回復者をまじえた「らいを正しく理解する懇談会」』が開催されるなど大きな行事となっていたようである。

こうした取り組みに、昭和45（1970）年6月に菊地恵楓園の自治会から北海道知事あてに、

” .. (略) ..まだ里帰りは、全県実施というところまではいっていませんが、ハンセン病の理解の広がりと共に、全県に及んでいくことと思います。北海道庁がその先端を切り、「里帰り実施」に踏みきって頂き、九州の果てから、療友が帰郷できるようになったことは、まことにありがたいことであると思います。北海道庁の血の通った行政に深い敬意を表すると同時に心から感謝を申し上げます。 ”

というお礼のことばが届いている。

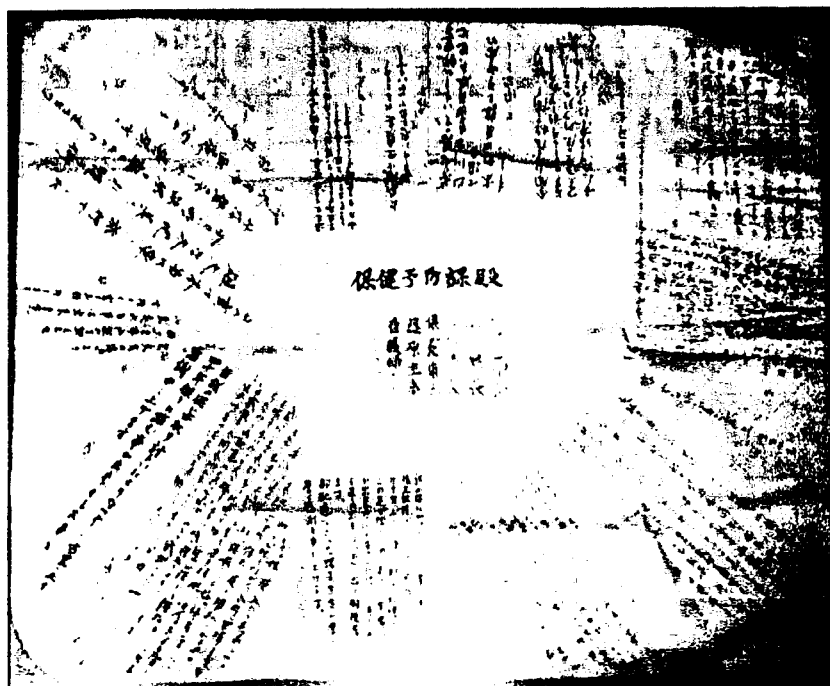
また、「里帰り事業」復活の際にも、参加された元患者の方々から

「過去の里帰りと違い今回ほど至れり尽くせりのもてなしを受けたことはなかった。」  
「知事からも謝罪するという言葉をいただき、ボランティアはまなすの里の皆様の配慮に感謝します。」

という多くの感謝の言葉を頂いている。

平成21年9月現在、北海道に里帰りされた入所者の方は延べ241人、開催年の参加者数は平均9.3人となっている。

「里帰り」時の寄せ書き（昭和43年9月25日）



里帰り事業参加入所者数の推移

| 年 度    | 松丘                           | 東北 | 多磨 | 栗生 | 駿河 | 長島 | 邑久 | 菊地 | 計   |
|--------|------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 昭和41年度 |                              | 5  |    |    |    |    |    |    | 5   |
| 昭和42年度 |                              |    |    |    |    | 4  |    | 1  | 5   |
| 昭和43年度 | 14                           | 7  |    |    | 2  |    |    |    | 23  |
| 昭和44年度 | 20                           | 3  |    |    |    |    | 1  |    | 24  |
| 昭和45年度 |                              |    | 8  |    | 3  | 5  |    | 2  | 18  |
| 昭和46年度 | 11                           | 4  |    |    |    |    |    |    | 15  |
| 昭和47年度 | 6                            |    |    | 4  |    | 6  | 2  |    | 22  |
| 昭和48年度 | 30                           |    |    |    |    |    |    |    | 30  |
| 昭和49年度 | 不明                           | 不明 |    |    |    | 不明 |    |    | 17  |
| 昭和50年度 | 5                            |    |    |    |    |    |    |    | 5   |
| 昭和51年度 | 5                            |    |    |    |    |    |    |    | 5   |
| 昭和52年度 |                              |    |    |    |    | 3  |    |    | 3   |
| 昭和53年度 | 4                            |    |    |    |    |    |    |    | 4   |
| 昭和54年度 |                              |    |    | 2  |    |    |    |    | 2   |
| 昭和55年度 |                              |    |    |    |    | 3  |    |    | 3   |
| 昭和56年度 |                              | 3  |    |    |    |    |    |    | 3   |
| 昭和57年度 | 3                            |    |    |    |    |    |    |    | 3   |
| 昭和58年度 |                              |    |    |    |    |    | 2  |    | 2   |
| 昭和59年度 |                              |    |    | 3  |    |    |    |    | 3   |
| 昭和60年度 | 5                            |    |    |    |    |    |    |    | 5   |
| 昭和61年度 |                              | 3  |    |    |    |    |    |    | 3   |
| ~~~~~  |                              |    |    |    |    |    |    |    |     |
| 平成13年度 | ※熊本地裁判決（隔離政策を憲法違反とし、国は控訴を断念） |    |    |    |    |    |    |    |     |
| 平成14年度 | 11                           |    | 2  |    |    | 1  |    |    | 14  |
| 平成15年度 | 8                            |    |    |    |    |    |    |    | 8   |
| 平成17年度 | 5                            |    |    |    |    | 1  |    |    | 6   |
| 平成19年度 | 5                            |    | 2  |    |    | 1  |    |    | 8   |
| 平成21年度 | 2                            |    | 2  |    |    | 1  |    |    | 5   |
| 合 計    |                              |    |    |    |    |    |    |    | 241 |

※1 昭和48年度は全国大会「らいの集い」（会場札幌市）の参加入所者数

※2 平成14年にボランティアの協力を得て知事招待で15年ぶりに里帰り事業を復活

※3 参加者数は、同行された道外出身の配偶者等を含む

※ 昭和41年度～昭和61年度までは北海道ハンセン病協会会誌「すずらん」による